

## 不動産使用料等の支払調書とマイナンバー収集

マイナンバー制度の施行が平成28年1月1日から開始されます。これから従業員等はもちろん、そのほかの人の個人番号を収集することになりますが、その収集時期は原則として、**個人番号関係事務が発生した時点**とされています。

不動産の使用料等の支払調書をはじめ、平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書の多くは、個人番号の記載が必要となりますが、個人番号収集の時期は、契約時点ではなく、**調書の作成時期**が原則で、支払調書の額が少額で税務署への提出を要しない場合には、個人番号の収集はできません。

ただし、不動産の使用料等の支払調書であれば、不動産の賃貸借契約等その年に支払う金額が決まっているものが多く、契約時点で一定の額を超えることが**予見されれば**、支払調書作成時期ではなく、**契約時点**で個人番号の収集が可能とされている。

不動産の使用料等の支払調書は、その年の支払金額の合計が15万円を超えるものについては、税務署への提出義務があり、15万円以下であれば提出は不要だが、年の初めに契約を行うなどして、その年の賃料の合計が15万円を超えることが明らかとなれば、契約時点で個人番号の収集が可能となる。年の中途の契約で、その年中に15万円を超えないことが分かれば収集は出来ないが、翌年の合計額が15万円を超えることがその時点で予見できる場合には、翌年の支払調書作成事務等のために個人番号を収集することは可能です。

税務署への支払調書提出義務が生じることを予見して個人番号を収集しても、その契約内容が年の途中で変更になり、税務署への提出が不要となった場合には、収集した個人番号については、速やかに復元不可能な手段で削除・廃棄をする必要がある。

なお、税務署への支払調書提出が不要となった場合でも、提出が禁止されているわけではない。その為個人番号を支払調書作成のために収集しているのであれば、税務署へ提出しても、個人番号の利用目的の範囲内として取り扱われる。

また、平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成28年1月以降、給与などへの個人番号の記載はおこなわれないこととされました。つまり、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票への個人番号の記載は、税務署等に提出する源泉徴収票などには必要ですが、支払を受ける社員さん等には個人番号の記載が必要なくなったということです。

## 所得税法における

### 医療費控除の留意点

今年も残すところあと2ヶ月となりました。医療費控除についての留意点を少し述べさせて戴きます。参考にしてください。

#### 1. 医療費控除の内容及び控除額

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次により計算した金額を所得金額から控除することができます。

(その年中に支払った医療費の総額－医療費を補填する保険金等の額)－10万円(所得金額が200万円未満の人は所得金額の5%の金額)＝医療費控除額(200万円が限度)

#### 【留意点】

自己と生計を一にする親族の範囲については、その親族の所得金額の多少を問いませんが、医療費は実際に支払った年分の控除となります。

#### 2. 対象となる医療費

対象となる医療費には、容姿を美化するなどの費用は含みません。また、予防接種・疾病の予防又は健康増進のための医薬品購入費用は含みません。

#### 3. 医療費控除を受けるために

領収書等がないと医療費控除はうけられません。なお、タクシー代は、原則は、電車バス等の利用が出来ない場合のタクシー代となっています

## 売る前のお世辞より、売った後の奉仕 これこそ永遠の客を作る。

松下幸之助の言葉



#### 【編集後記】

さて、今月はどこの写真でしようか？ 今年の日税連公開研究討論会は、名古屋でした。当日は台風の接近で、千歳が約1時間半ほど遅れましたが、無事中部国際空港に到着。研修が終わって、伊勢神宮に行って参りました。歩くのが不得意の所長を連れての珍道中でした。でも、今のうちに歩かないとね。(段々歩くのが大変になりますね)人が多くて神様も大変。写真は、トヨタ産業技術記念館です。百聞は一見にしかずですね。ロボットがバイオリンを弾いていました。

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.25%～  
経営改善貸付 1.15%  
平成27年10月9日より